

## 設計業務 入札心得（指名競争入札用）

### （総 則）

第1条 支出負担行為担当官農林水産省大臣官房経理課長（以下「経理課長」という。）の所掌に属する営繕工事等の請負契約のうち、入札参加者が知りかつ守らなければならない事項は、法令その他に定めるもののほか、この入札心得によるものとする。

### （異議の申立等）

第2条 入札参加者は、あらかじめ入札の公告、公示又は指名通知書、入札説明書、仕様書、図面、契約書（案）及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。

2 入札参加者は、前項の書類等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

3 入札参加者は、第1項の書類等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

### （入札保証金及び契約保証金）

第3条 入札保証金は免除とする。

2 契約保証金は契約書（案）第4条の規定による。ただし、契約書（案）第4条第1号による現金納付は、大臣官房経理課営繕契約係で手交される、専用の納付書類をもって、みずほ銀行本店（所在地：東京日比谷）へ直接現金を持参する場合に限る。他の金融機関からの振込み・送金等は不可。（みずほ銀行各支店においても取り扱わない。）

### （入 札 等）

第4条 入札参加者は、あらかじめ電子上の指名通知に指示された日時の範囲内に、電子入札システムから入札書を提出するものとする。

また、仕様書等を添付することとされた入札又は特定商品と同等のものであることを証明する必要がある入札にあつては、別途指示された日時までに当該関係書類を作成し、経理課長に提出しなければならない。

2 経理課長が受理した後の、入札書の撤回・差し替え等は一切できないので、入札に際しては、金額等は特に注意し、誤入力等はしないこと。（金額桁錯誤を理由とした撤回も認めない。）

3 電子入札によらない入札参加（以下、「紙入札」という。）を希望する場合、あらかじめ経理課長に別紙様式によりその旨を申し出て許可を得なければならない。許可なく紙入札による参加は認めない。

4 前項による紙入札参加の場合に使用する様式及び参加方法等は、前項による許可時に、別途指示する。

### （入札の辞退）

第5条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、必ず入札の締め切り日時までに申し出るものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、入札締め切り日時までに何らの意思表示が確認できなかった場合は、指名停止等を行う場合もある。

### （公正な入札の確保）

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

### （入札の取りやめ等）

第7条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

### （無効の入札）

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

（1）競争に参加する資格を有しない者のした入札

- ( 2 ) 指名競争による入札において指名通知を受けていない者のした入札
  - ( 3 ) 明らかに連合によると認められる入札
  - ( 4 ) 仕様書等を添付することとされた入札にあっては、当該仕様書等が経理課長の審査の結果採用されなかった入札
  - ( 5 ) 特定商品と同等のものであることを証明する必要がある入札にあっては、同等のものであることを証明できなかった入札
  - ( 6 ) 入札書受領期限までに到着しない入札
  - ( 7 ) 委任状を持参しない代理人のした入札
  - ( 8 ) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）の欠く入札
  - ( 9 ) 入札金額を訂正した入札
  - ( 10 ) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
  - ( 11 ) 同一事項の入札について他人の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
  - ( 12 ) その他入札に関する条件に違反した入札
- ただし、( 7 ) ~ ( 11 ) の各号は、紙入札の場合のみ適用する。

（落札者の決定）

第 9 条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（再度入札）

第 10 条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。再度の入札の受付時間は、電子上で通知するので通知された日時の範囲内で入札すること。（入札回数は、原則として 2 回とする。3 回目以降の入札は、執行状況等を総合的に勘案し判断するが、原則として、予算決算及び会計令第 99 条の 2 による随意契約は行わない。）

（同価格の入札）

第 11 条 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、電子入札参加者に係るくじについては、入札事務に関係のない職員（立会者）に引かせるものとする。

（契約書の提出）

第 12 条 落札者は、経理課長から交付された契約書の案に記名押印の上（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）、落札決定の日から 7 日以内に経理課長に提出しなければならない。

ただし、経理課長が事情やむを得ないと認めるときは、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。

（異議の申立）

第 13 条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（入札書等に使用する言語及び通貨）

第 14 条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（前金払）

第 15 条 契約書（案）第 34 条による前金払は、契約金額が 300 万円以上の場合に限る。

（入札当日の注意事項）

第 16 条 入札結果は、開札予定時刻から、概ね 10 ~ 20 分以内に、メールで通知されるので、入札担当者は、電子入札システムのメールが受信できるようにして待機すること。

2 意向の手続き等については、前項のメールで指示するので、必ず確認すること。

3 なお、開札予定時刻から 30 分以上経過しても何らの通知も受信できなかった場合は、農林水産省大臣官房経理課営繕総括班（03 - 3591 - 7390、直通）に問い合わせ、進捗状況を確認されたい。